

アメリカにおける性的精神病質者に

関する法律 (一)

—精神病質者に関する刑事学的考察の予備的研究—

神 山 敏 雄

は し が き

最近、刑事学上及び精神医学上、精神病質者 (*Psychopath*) に関する諸問題が脚光を浴びているが、元来、精神病質は、理論的にも臨床的にも嫌われている問題である。その理由は、精神病質の診断方法において、その客観性に欠け、その標準が確立されてなく、治療にも幾多の困難性を伴うからである。そこで偶々説明できない犯罪行動が発生すると、直ちに精神病質者という肩籠範疇に投げやられる傾向があるとサザランドは指摘する。

精神病質者は、精神病者 (*Psychosis*) とは異なり、刑事責任は通常人と全く同様であり、ただ、心神耗弱者として刑が減輕され得るに過ぎない。換言すれば、精神病者は、知的欠陥があるために是非の弁別能力がなく、責任非難が不可能となるに對して、精神病質者にあつては、知的欠陥はないので是非の弁別能力を有するが、感情や意思の面において通常人より偏倚性や不均衡性を示すだけで責任非難は可能であるとする。精神病質者は、社会的適応性を欠

き、自ら悩むか社会を悩ます者として登場する。

ここで注意すべき点は、常習犯罪者や性犯罪者には精神病質者が多いという事実である。それにも拘らず、現行法制度上及び準備草案上、精神病質者に対する抜本的対策が施されていない。かかる動向に不満を抱く刑事学者及び精神病医の幾人かは、現状打開のために何らかの方策を講ずることを提唱してきた。私もその動向に従うものであるが、本稿では、予備的段階としてアメリカ諸州において立法化されている性的精神病質者対策を分析批判をすることに、よって後の研究の参考に供する積りでいる。我国で斯かる分析がなされているか否か寡聞にして知らない。

第一章 性的精神病質者に関する法律の分析

一、アメリカ諸州の立法理由

アメリカにおいては、一九一一年以来、二十六州とコロンビヤ地区が、精神病質的性犯罪者を取扱う実定法を制定し、性犯罪に対処することを試みて来た。斯様な特別法は、いうまでもなく、一般法たる刑法の分野では性犯罪防止は不備であることを前提として出発してきた。即ち、性的精神病質者に対して、通常の性犯罪者と同様な刑事責任だけをもちて処遇するならば、婦女子を斯かる犯罪者から防禦することは不可能であるとした結果である。特に、一九三七年以降には性的精神病質者に関する法律の立法化が著しく増加してきたが、その社会的背景を犯罪社会学的に分析することも必要であるが、ここでは諸家の主張した端的な立法理由を分析してみよう。E・H・Sutherlandが、^(一)諸家の主張した立法理由を要約したものを引用してみる。第一に、重大な性犯罪がいまや非常にはやり、他の犯罪よ

りも急速に増加しつつあるので、婦女子は重大な危険に曝らなれてゐるとした。J・E・Hooverなどは、最も急速に増加する犯罪は変質的性犯罪者 (*degenerate sex offender*) によつて犯されるものであり、アメリカで昼夜を通して四十三分毎に襲われてその犠牲者を出している」と記述した。第二に、実際、これらの重大な性犯罪のすべては、変質者や性的耽溺者 (*sex fiend*) によつて犯されるとする。Wittels は、所謂、性的殺人者のほとんどは精神病的質の人物であり、斯様な人間が幾人いるかは何人も知らず、また概算さえできないが、しかし、今日のアメリカにおいては、少なくとも幾万人かは野放しになつてゐると記述した。第三に、これらの性的精神病質者は、性的衝動に対するコントロールがないために、一生、重大な性犯罪を犯し続けるとする。即ち、彼等は *mental malady* であり、自らの行動に対して責任がないと。第四に、性的精神病質者は如何なる性犯罪であつても、それを犯す以前に高度の正確性をもつて鑑定され得るとする。第五に、社会が性犯罪者に対して厳罰をもつて臨んでも、彼等を再び解放して婦女子を餌にするようなことがあれば、社会はその義務に失敗していることになる。第六に、法律は、斯様な人間を少なくとも性犯罪惹起後、隔離するように制定さるべきであり、それは出来るだけ性犯罪発生以前であればよい。更に、彼等の疾病が、完全且つ永久に治癒されるまで責任なき患者として監禁を続行するように制定さるべきであるとした。第七に、性的精神病質者は、精神障碍であるので、診断、処置及び回復した者としての患者の釈放に関するアドバイスは専ら精神医から出すべきであるとする。

A・H・Swanson は、立法理由を次の如く記述している。性的精神病質に関する法律の制定は、根本的にはニュース機関と私的団体の主要な二大勢力の産物である。種々雑多なニュース機関は、機会あるごとに他の犯罪よりも性犯罪により大きな関心を向けさせることによつて、公衆の感情を刺激してきた。また社会のある要素は、性犯罪の犯行が一般的な刑罰で処せられるよりは、むしろ処遇されるべき *mental disorder* によるものであることを如実に示し

てきた。斯様な勢力の結果として、合州国の半数以上の諸州の立法府は、性犯罪者を特別に取扱う法律を制定してきた。(11)

特に、応報刑だけでは性犯罪者に対して無力であり、特別予防を講ずる必要があるとの理由を強調しているのは *Weinshofen* である。彼は次の如くいう。強制 (*Stress*) が、刑罰のための刑罰に向けられるよりも、犯罪者の教育と治療に向けられるべきだとする現代予防刑事学の命題は、性犯罪者に対する公衆の意見に、それが一般的に有する以上により強く印象づけた。街の人さえも、性犯罪者の幾人かは、刑罰の威嚇が犯罪を思い止まらせることがなく、そうして刑罰の苦痛が改善をもたらさないような異常な感情衝動を有する人間であることを悟るようになってきた。この公衆の実感、それに加えて性犯罪の仮想の増加についての公衆の関心が、性犯罪者に適用し得る特殊な立法の制定に導びいてきたとする。(12)

又アルバート、フィッシュ事件に見られる様に、彼は百人以上の子供を性犯罪の犠牲にして、犠牲者の幾人かを食う残虐極まる事件を起し、それを契機に公衆の意見が特別立法化になびいたことも無視されない。六十五才のアルバート、フィッシュは、日頃は柔和であり、紳士的で情深く、丁寧で親しみやすい人物であるとされていたにも拘らず、異常人格を有しているために斯かる極悪な犯罪に陥つたとすれば、社会学者、精神医学者、犯罪学者、一般公衆も黙ってはいなかったであろう。要するに、性的精神病質者に関する法律の立法化の要因の一つは、斯かる残虐な犯罪発生にもある。(13) この点につき *Frank J. Lindman* と *Donald M. McIntyre* も、性的変質者と性犯罪者に関する度々の特別立法化は、野獸的性犯罪の犯行または名うての性犯罪者の実行についての多くの公衆の憤慨の結果であるとする。(14)

要するに、これらの特殊立法化の共通目的は、性犯罪を犯す傾向を有する者を適当に処遇することによって一般公

衆を護ることにある。しかもこれらの実定法は、精神医学上の立場から性的精神病質者を判別し、隔離して処遇することが可能であることを前提として^(六)いる。

問題の出発点は、正にそこに伏在し、そのことは結論で明確にされるだろう。

二、制定法上の性的精神病質の概念

アメリカ合衆国の諸立法が定律する性的精神病質の概念がここでは問題となるが、性的精神病質の概念決定は、これらの諸立法の最初の問題にして最後の問題である。前述の如く精神病質というのは屑籠概念ともいわれるように非常に漠然たるものであるにしても、精神病質者の存在につき疑う者はいない。精神病質者とはば同様な意義を有する語彙には、異常人格、変質者、性格異常、病的人格等がある。理論として樹立された精神病質の概念は、K・シュナイダーの提唱したものが精神病学界及び刑事学界において広く受け入れられている。彼は、生来性の人格の異常のゆえにみずから悩むか、社会を悩ます者が精神病質者と定義づけた。更に、H・グルーレは、平均的規準からの生来性の偏倚以外の何ものをも意味しないとした。両者によって定義づけられた概念を混合形式で一般的に説明される場合もある。以上のことを前提にして諸州の立法上の性的精神病質の概念を分析することに移ろう。これらの諸立法においては、性的精神病質者を決定するに二つの方法が用いられている。第一の方法は、当該者が過去に具体的行動を示したものと併せて一定の精神状態を有することを条件としている。第二の方法は、一定の精神状態のみを条件としている。前者を行動十精神状態型とし、後者を精神状態型とすることにより、諸立法の整理分析を自分なりに試みると次のようになる。

(一) 行動十精神状態型グループ

カリフォルニア州（一九五二年）

この法律では、精神異常である性犯罪者には、精神病 (*mental ill*) または *mental defective* を含まないとする。行動類型Ⅱ性的非行の常習的過程において性的衝動に対する抑制力の完全なる欠乏を証明したこと。

精神状態Ⅱ精神疾病または精神障害、精神病質的人格、正常な精神からの顕著な離脱、これらに加えて更に将来において欲望の対象に攻撃またはその他の害悪を加えそうな精神状態。

コロラド州（一九五七年）

この州の法律は、性的精神病質者に限らず、性犯罪者全体につき規定するが、その中に性的精神病質者が包含されていることはいうまでもないので敢えてその内容を分析する。

行動類型Ⅱ猥褻な振舞、近親姦通、不自然な性交を犯す意思の下での暴行、強姦を犯す意思での暴行で有罪とされたこと。

精神状態Ⅱ常習犯罪者または精神的病気であり、他人の身体に害を加えるような脅威を与えている精神状態。

イリノイ州（一九五八年）

この州の法律においても性的精神病質者に限らず、性的に危険な者についても規定している。

行動類型Ⅱ性的攻撃行為または子供に対する性的いたずらの傾向を示して来たこと。

精神状態Ⅱ精神障害で少なくとも一年間悩んで来たこと。

アイオア州（一九五八年）

行動類型Ⅱ他人に対して危険であると考えられ得る公然たる犯罪で嫌疑をかけられていること。

精神状態Ⅱ精神薄弱者または精神病患者として收容される対象者ではなく、精神障害で悩み、性犯罪への犯罪的傾向を有すること。

カンサス州（一九五七年）

行動類型Ⅱ性犯罪に関係する公衆道徳または風儀に反する何らかの犯罪で有罪とされたこと。

精神状態Ⅱこれらの性犯罪において、倒錯（*perversion*）または精神異常のように思われ、またはそれに包含されるように思われること及び精神病であるように思われること。

メリーランド州（一九五七年）

この州の法律は、一般的に *defective delinquent* につき規定し、性的精神病質者に限らない。

行動類型Ⅱ反社会的行為または犯罪的行為によって犯罪的行動への傾向を証明したこと。

精神状態Ⅱ拘禁または処遇を必要とするほどの社会に対する現実的危険を明らかに示すような精神的欠陥または感情的アンバランスを有すること。

マサチューセッツ州（一九五八年）

この州の法律は、性的に危険な者につき規定する。

行動類型Ⅱ性的事件における不品行が、反復的又は抑制出来ない行動や暴力又は十六才以下の被害者に対する成人による攻撃のいずれかによって証明されること。

精神状態Ⅱ上述の行為により証明される性的衝動に対する抑制力の一般的欠乏を示し、欲望の対象に対し傷害又は攻撃を加える恐れのある者。

ネブラスカ州

行動類型Ⅱ性的事柄における非行。

精神状態Ⅱ上述の非行過程において性的衝動の抑制力の完全なる欠乏が証明され、その結果として攻撃、傷害及びその他の害悪を加えそうな者。

ニュージャージー州（一九五八年）

行動類型Ⅱ行為が反復的で拒抗不能な行動と暴力のパターンで特色づけられ、又は成人の犯罪者が十五才以下の犠牲者に攻撃を加えたこと。

精神状態Ⅱ精神的、肉体的異常のために特殊化された *treatment* に委ねられるべき者。

オハイオ州（一九五八年）

この州の法律は、性的精神病質者のみに限らず広く精神病質的犯罪者につき規定する。

行動類型Ⅱ衝動的で無責任な向う見ずの無法な行為、過度的自己中心的行動、自己訓練の不十分な力、経験を通じて学ぶ正常な能力の欠乏、道徳感又は道徳的抑制の顕著な不足といったような特徴を示す。

精神状態Ⅱ精神病質的人格を有すると判断され、犯罪的傾向を示し、斯かる原因で公衆に脅威を与えている者。

オレゴン州（一九五七年）

この州の法律も性的精神病質者に限らずに規定している。

行動類型Ⅱ強姦、殺人、過失致死又は他の犯罪で有罪とされたこと。

精神状態Ⅱ精神的障害又は感情的障害あるいは他人の安全に脅威を与える程度の犯行の素因をつくっていること。

ペンシルヴァニア州（一九五八年）

この州の法律は一般的性犯罪者につき規定し、その中の一部が性的精神病病質者である。

行動類型 *sodomy* を犯す積りでのひわいな攻撃、*sodomy* を犯すための懇願又は凌辱、又は強姦をするための攻撃で有罪とされたこと。

精神状態 *常習犯罪者*、精神病で一般的に公衆に身体的害悪の脅威を与えていること。

テネシー州（一九五九年）

この州の法律も性犯罪者一般につき規定する。

行動類型 *性的事柄における非行*。

精神状態 *斯かる非行の過程によって性的衝動の抑制力の一般的欠乏が証明され、それによって欲望の対象に傷害*、

苦痛その他の害悪を加えそうな者。

ユータ州（一九五九年）

この州の法律も性犯罪者一般につき規定する。

行動類型 *強姦、sodomy、近親姦、ひわいな露出、これらの犯罪の未遂、強姦を犯す試みの攻撃、sodomy を犯す*

試みの攻撃、未成年者の身体に対するひわいな戯れをしたかどで有罪とされ、又は有罪と認められること。

精神状態 *異常又は普通以下の精神状態、又は精神病*。

ヴァーモント州（一九五九年）

行動類型 *性的事柄における非行の常習*。

アメリカにおける性的精神病病質者に関する法律

精神状態 || 斯かる非行的常習過程によって性的衝動の抑制力の完全なる欠乏が証明され、斯かる原因によって欲望の

対象に攻撃、傷害、苦痛その他の害悪を加えそうな者。

コロンビア地区（一九五一年）

行動類型 || 性的事柄における反復した非行。

精神状態 || 斯かる非行の過程によって攻撃、傷害その他の害悪を加えそうである故に他人に危険であるほど性的衝動の抑制力の欠乏が証明されたこと。

(二) 精神状態グループ

アラバマ州（一九五五年）

精神障害で苦しんでいるが、しかし精神病又は刑事法上、自己の行為に対して責任を負わない程度の意思薄弱でない者が、性的精神病質者である。この様な精神障害は、少なくとも一年間存続し、性犯罪を犯す犯罪的傾向と結合していることが必要である。

フロリダ州（一九五七年）

性犯罪を犯す犯罪的傾向を兼ねそなえ、精神障害が少なくとも四カ月間存続し、精神障害と意思薄弱で悩み、他人に対して危険と考えられ得る者。

インデアナ州（一九五〇年）

性犯罪への犯罪的傾向を兼ねそなえ、精神障害で悩んでいる十六才以上の者。精神病又は意思薄弱は、精神障害に含まれない。

ミシガン州（一九五六年）

性犯罪への犯罪的傾向と結合している精神障害で悩んでいる者。意思薄弱は含まれない。

ミネソタ州（一九五七年）

精神病質的人格は、性的事件に関する行動に対して責任を負わず、しかも他人に対して危険であるような感情的不安定、行動の衝動、健全な判断についての習慣的標準の欠乏、行為結果を評価することについての欠陥、又はこれらの何れかの条件の結合を有する者。

ミズリー州（一九四二年）

犯罪性性的精神病質者は、精神病又は意思薄弱ではなく、一年以上持続してきた精神障害で悩んでおり、そうして性犯罪への犯罪的傾向と結びつき他人に対して危険であると思われ得るすべての者。

ニューハンプシャー州（一九五五年）

性的精神病質者は、性的事件に関し責任を負わず、彼自身と他人に危険であるような感情の不安定、行動の衝動、健全な判断についての習慣的標準の欠乏、自己の行動の結果を評価することについての欠陥、又はこれらの条件の何れかの結合等で悩んでいる者。

ワシントン州（一九五八年）

精神病質的人格は、知的面よりはむしろ感情又は意思をおかしている遺伝的、先天的又は後天的条件を有し、そうして満足すべき社会的適合が困難か又は不可能であるような性格の異常性を示す者。

(七)

(八)

以上の如き分析は *Lindman-Mcintyre* と *Swanson* の著述を参考にした。

アメリカにおける性的精神病質者に関する法律

三、性的精神病質者の診断資格者

被診断者が性的精神病質であるか否かの決定は、彼の基本的人権の制限に重大なる影響を及ぼし、それ故にその診断にあたる者の資格は、裁判官の地位に劣らず重要である。以下において、各州における診断者の資格決定の取扱を概観してみよう。^(九)

アラバマ州||精神病質者の診断と処置の業務に専ら限つてきた、評判のよい、免許を有した精神病医二人。

カリフォルニア州||二人ないし三人の精神病医。これらの精神病医は、免許を保持し、五年以上精神病害又は神経障害の診断と処置に従事してきたことが必要である。これらの精神病医のうち一人は、州立病院又は郡立病院から出される。

コロラド州||コロラド州立精神病院より派遣され、又は地方裁判所より指名された精神病医一人又はそれ以上の人數。

コロンビヤ地区||有資格者たる精神病医二人。

フロリダ州||免許を有し、資格の附与された精神病医二人又は三人。これらの人々は、精神病害と神経障害の面で少なくとも五カ年の経験を有する者でなければならぬ。

イリノイ州||イリノイ州で開業が許可され、評判のよい有資格者たる精神病医二人。これらの者は、精神病害と神経障害の診断と処置に五カ年の経験を有する者でなければならぬ。

インディアナ州||有資格者たる医師二人。

アイオア州||診断者につき特定はしないが、医学上の診察が要求され得る。

カンサス州||州立病院における精神病医による医学上の診察とレポート(被告と検察官に役立ち得る)が必要とされる。

マサチューセッツ州||精神病医二人。

ミシガン州|| *Department of Public Health* によって作り上げられた六つのリストより選ばれた有資格者たる精神病医三人。

ミネソタ州||正当に免許を取得した医者二人。

ミズーリ州||有資格者たる医者二人(彼等のレポートは裁判所に提出されることになっているが、公にはされない)。

ネブラスカ州||免許を取得した二人の医者で精神病の分野で二カ年の訓練を受けた者。

ニューハンプシャー州||ニューハンプシャー州で免許を取得した精神病医二人と医者一人。三人のうち一人は州立病院と関係ある者でなければならない。

ニュージャージー州|| *Diagnostic Center* において行う。

オハイオ州|| *Psychopathic Clinic* か又は精神病医三人。

オレゴン州||有資格者たる精神病医。

ペンシルヴァニア州|| *Department of Welfare* の施設か又は精神病医一人。

テネシー州|| *Department of Mental Health* からの精神病医一人か又は数人。

ユータ州||精神病学の分野で専門家として認められ、有能で評判がよく、判事によって指名された医者二人又はそれ以上の人数。

バーモント州||適切なる精神病学上の診察。

アメリカにおける性的精神病質者に関する法律

バージニア州 || 公判判事は、*Department of Mental Hygiene* と病院に対して診察とレポートを要求する権限を有している。

ワシントン・D・C || 正当に免許を取得した医者二人。

ウイスコンシン州 || *Department of Public Welfare*。

以上において性的精神病質の診断資格者につき概観したのであるが、ほとんどの州においては有資格者たる精神病医がそれにあたる。しかし、他方においては単なる医者たれば診断資格が附与される州もあった。

四、裁判権の基礎

性的精神病質者に関する法律が適用されるためには、換言すれば、当該法律の下に当該者に裁判権が及ぶためには次の二つの型の条件が考えられる。第一の型は、何らかの犯罪の嫌疑があること。第二の型は、当該法律が適用される前に刑事犯罪で有罪とされたこと。前者は、*Pre-conviction Statutes* であり、後者は *Post-Conviction Statutes* である。⁽⁴⁾

この二類型に従って諸州の法律を分析してみよう。

(一) *Pre-conviction Statutes* に属するグループ

コロンビヤ地区 || 有罪又は刑事上の嫌疑は必要でない。

フロリダ州 || 何らかの犯罪による嫌疑又は有罪。

イリノイ州 || 何らかの犯罪による嫌疑。

インデアナ州||謀殺、故殺、十二才以下の女子の子供に対する強姦を除く何らかの犯罪で有罪又は嫌疑。
アイオア州||公の犯罪による嫌疑。

ミシガン州||刑事犯罪による嫌疑又は有罪。

ミネソタ州||申請による。犯罪又は刑事上の嫌疑は必要でない。

ミズリー州||刑事上の嫌疑。

ネブラスカ州||犯罪の嫌疑は必要でなく、十分なる原因を示す事実のみで足る。

ニューハンプシャ州||ある性犯罪についての嫌疑又は誰かによって示された十分なる原因に基づく。

ワシントン・D・C||性犯罪の嫌疑。

(I) *Post-conviction Statutes* に属するグループ

アラバマ州||刑事上の性犯罪に対する有罪。

カリフォルニア州||何らかの犯罪による有罪又は十四才以下の子供に対する性犯罪による有罪及び性犯罪に対する以

前の有罪又は十四才以下の子供に対する性犯罪(重罪)に対する有罪。

コロラド州||ある性犯罪に対する有罪。

カンサス||性に関する犯罪に関係して公衆道徳及び風俗に反する何らかの犯罪に対する有罪。

マサチューセッツ州||ある性犯罪に対する有罪。

ニュージャージー州||ある指定された犯罪に対する有罪。

オハイオ州||重罪に対する有罪。

アメリカにおける性的精神病質者に関する法律

アメリカにおける性的精神病質者に関する法律

六六

オレゴン州||ある性犯罪に対する有罪。

ペンシルバニヤ州||ある性犯罪に対する有罪。

テネシー州||何らかの犯罪に対する有罪。

ユタ州||性犯罪に対する有罪。

バーモント州||重罪に対する有罪又は三度目の軽罪についての有罪。

バージニア州||性的異常性を示す犯罪に対する有罪。

ウイスコンシン州||何らかの犯罪に対する有罪。

ワイオミング州||ある性犯罪に対する有罪。

五、裁判所と手続

性的精神病質者の裁判は、如何なる種類の裁判所及び如何なる種類の手続を経て行われるかがそこでは問題となる。アメリカ合衆国憲法は、刑事事件につき陪審裁判を受ける権利を保障している。しかし、性的精神病質者に関する裁判においては、幾つかの州はその権利を否定する。そこで判例、学説には斯かる法律は、憲法違反とする見解も主張されてきた。合憲、違憲の論陣には区々たるものがあるが、それは諸州の法律を分析した後でなければ検討できない性質のものである。スワンソンの著述^(十一)より分析してみよう。

アラバマ州||有罪判決をする裁判所。過去の犯罪の証拠が許容される。

カリフォルニア州||裁判所。請求による陪審、弁護人の援助を受ける権利、証人召喚権、反対尋問権がある。

コロラド州||審理 (*Hearing*) がない。

コロンビヤ地区||裁判所。請求による陪審、上訴権、弁護人の援助を受ける権利がある。過去の犯罪の証拠が許容される。

フロリダ州||裁判所。弁護人の援助を受ける権利、証人召喚権がある。過去の犯罪の証拠が許容される。

イリノイ州||裁判所。弁護人の援助を受ける権利、陪審を受ける権利がある。過去の犯罪の証拠が許容される。

インディアナ州||裁判所。陪審は許されない。弁護人の援助を受ける権利、上訴権を有する。

アイオア州||陪審を受ける権利、弁護士の援助を受ける権利、上訴権がある。裁判所は民事上の審理を行うことができる。過去の犯罪の証拠が許容される。

カンサス州||審理はない。上訴は許される。

マサチューセッツ州||上位裁判所。弁護士の援助を受ける権利、証人の召喚権がある。裁判所は民事上の審理を行うことができる。過去の犯罪の証拠が許容される。

ミシガン州||裁判所。請求による陪審。過去の犯罪の証拠が許容される。

ミネソタ州||裁判所。裁判所の判断による民事上の審理。弁護士の援助を受ける権利、証人の召喚権、上訴権がある。

ミズーリ州||裁判所。請求による陪審。裁判所の判断による民法上の審理。弁護士の援助を受ける権利、証人の召喚権、上訴権がある。 *sexual deviation* について過去の行為の証拠が許容し得る。

ネブラスカ州||裁判所は民事上の審理を行うことができる。弁護士の援助を受ける権利、上訴権、陪審を受ける権利
アメリカにおける性的精神病質者に関する法律

がある。以前の行為は証拠として許容し得る。証人の召喚も許される。状態は合理的疑いの余地のない程度に証明しなければならない。

ニューハンプシャー州||裁判所は民事上の審理を行うことができる。弁護士の援助を受ける権利がある。以前の行為は証拠として許容され得る。陪審による裁判の権利はない。

ニュージャージー州||審理はない。有罪判決する裁判所は *Diagnostic Center* からのレポートにもとづいて行動する。オハイオ州||裁判所。弁護士の援助を受ける権利、証人の召喚権、反対尋問権、保釈を受ける権利、上訴権がある。オレゴン州||裁判所が審理を定める。

ペンシルバニア州||審理はない。
サウスダコタ州||審理はない。

テネシー州||審理はない。医者達による審問や彼等の勧告に基づいて処遇が施される。

ユータ州||審理はない。判事が決定する。

バーモント州||裁判所による正当な審理。

バージニア州||裁判所。

ワシントン・D・C||裁判所。請求による陪審。弁護士の援助を受ける権利、証人の召喚権がある。

ワイスコンシン州||特別な審理はない。裁判所は陪審なくして決定する。しかし、被告人は弁護士の援助を受ける権

利及び上訴権を有する。

ワイオミング州||審理はない。

六、性的精神病質者の釈放後の取扱

性的精神病質者が処遇のために当該施設に収容され、そこで適切なる治療を受けた後、釈放されるわけであるが、その際、完全なる釈放であるか一定の条件付きの釈放であるかが関心事となる。しかも、性的精神病質者に関する法律による拘束は、保安処分の性質を有するものであり、それによって解放されても本来の刑事責任による刑罰が残されておき、両者の關係を如何に取扱うかも重要である。斯かる観点から諸州の法律を分析してみると次の通りとなる。これらの素材もスワンソンの著書に求めた。^(十二)

アラバマ州||合理的期間の保護観察。仮釈放が侵害されなければ宣告の満了は要求されない。

カリフォルニア州||刑事手続が再び開始される。保護観察もあり得る。

コロラド州||仮釈放庁は、完全なる釈放又は条件付きの釈放を発する権限を有する。刑事上の有罪に対しては不定期刑。

コロンビヤ地区||被告人がなお刑事手続を受けるべきでないならば、仮釈放又は完全釈放。刑事上の責任を問われる。

フロリダ州||刑事手続は拘禁からの釈放に基づいて勧告される。従つて刑事上の責任が問われることになる。

イリノイ州||完全釈放又は監督に服する。刑事上の責任については明確には言及していないが、恐らく責任を問わない趣旨であらう。

インディアナ州||完全釈放。完全なる防禦権を与えている。即ち、刑事上の責任を問わない。

アイオア州||被告人は、三年間保護観察におかれるか、又は保護観察期間病院に戻されるかである。刑事上の責任に

ついては明白に言及してないが、恐らくは責任を問わないであろう。

カンサス州||州施設又は郡施設への拘禁後、被告人が精神的に回復した様子ならば、有罪とした裁判所に送られ、四囲の事情の下で裁判所が最上と思うことに従つて宣告刑が言い渡されるか、又は仮釈放が言い渡される。

マサチューセッツ州||完全釈放又は条件つき釈放。外来患者の処遇が要求され得る。刑事上の責任については明白には言及してないが、恐らくは問責をしないだろう。

ミシガン州||裁判所によつてなされるならば、完全な釈放。州病院委員会によつては仮釈放。刑事上の問責については認めてない。

ミネソタ州||有罪又は犯罪の嫌疑がなければ完全なる釈放。刑事上の責任が問われる。

ミズーリ州||最少限度三年間の保護観察。刑事上の責任が問われる。

ネブラスカ州||完全釈放又は保護観察。刑事上の責任につき何ら言及してない。

ニューハンプシャー州||完全なる釈放又は仮釈放。刑事上の責任は問われない。

ニュージャージー州||完全なる拘禁からの解放。仮釈放又は保護観察は可能ではあるが、有罪とされた当該犯罪の定めている刑の期間より長くてはいけない。又外来患者の処遇も許される。刑事上の責任については、処遇が当該者が有罪で受けた宣告刑の期間続くならば、問責されない。

オハイオ州||拘禁の全体期間が当該者が受けた宣告刑の長さに等しくなるまで刑罰施設に入れられ得る。従つて刑事責任は問われる。

オレゴン州||釈放につき何ら言及してない。刑事上の責任については、有罪宣告刑の代わりに更生のための不定期間

が裁判所の判断において科され得る。

ペンシルバニア州||仮釈放及び監督に服する。処遇は刑事犯罪の宣告刑の代わりであり、不定期間である。

サウスダコタ州||釈放につき明らかでない。刑事上の宣告刑がおそらく処せられ得るであろう。又は宣告刑が満期になると、拘禁からの釈放は完全なるものとなる。

テネシー州||刑事犯罪の宣告刑が満期になる場合にのみか、又は刑事犯罪の宣告刑が満期にならない場合には、外来患者の処遇が要求されるという条件で完全なる釈放がなされる。処遇は少なくとも刑事犯罪の宣告刑の存続期間は続けなければならない。患者は不定期間処遇され得る。

ユタ州||完全なる釈放、仮釈放又は保護観察。刑事上の責任については明白に何ら言及してない。しかし、明らかに拘禁は刑事犯罪の宣告刑の代わりである。

バーモント州||拘禁からの解放の際に、刑事犯罪の宣告を受けるために彼が有罪とされた裁判所に送り返されることになって、さらに刑事上の責任が問われる。

バージニア州||おそらく狂気を理由に病院に拘禁される者と同じ取扱いを受けるだろう。

ワシントンD・C||性的精神病質者は、監督者の意見によって、彼が自由にされても大丈夫となるまで監督者によって保留(留置)される。それで、(一)精神病質者が有罪とされていない場合及び最高の宣告刑が満了してない場合には、監督者は *board of prison terms and paroles* 又は *committing court* に自分の意見を証明しなければならない。(二)刑事責任に対する最高の宣告刑の期間が満了している場合には、監督者は適当と思われる条件の下で彼を仮釈放にしなければならない。

ウイスコンシン州||完全なる釈放、保護観察又は仮釈放。法律によって科された宣告刑の最高期間の満了の際に、拘

禁からの解放は完全なるものとなる。刑事上の責任については明白に何ら言及してないが恐らく問責しないだろう。

ワイオミング州は保護観察又は仮釈放。刑事犯罪の理由で法律によって課される宣告刑の最高期間の満了の際に拘禁からの解放は完全なものとなる。刑事上の責任については明日に何ら言及してないが、恐らく問責をしないだろう。

以上において、性的精神病質者に関する法律の内容を分析してきたのであるが、当該諸法律には多くの難問が内包し、アメリカの刑事学者及び精神病医の多くは批判的であり、実際の運用面にもかなりの支障がある。これらの点については第二章で論述する予定であり、次号の掲載にまわすことにする。(未完)

註

- 1) E.H.Sutherland, "The Sexual Psychopath Laws," *The Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science*, 40:543-544, 1950.
- 2) Alan H. Swanson, "Sexual Psychopath Statutes: Summary and Analysis," *The Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science*, 51:215, July-August, 1960.
- 3) Henry Wehlfen, *Mental Disorder as a Criminal Defense* (1954) P.195.
- 4) Ferd Paul Mihm, "A Re-Examination of the Validity of Our Sex Psychopath Statutes in the Light of Recent Appeal Cases and Experience," *The Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science* 44:716-717, 1954.

田 Frank T. Lindman and Donald M. McIntyre, *The Mentally Disabled and Law* (1961) P.298.

例えは、インカン州の性的精神病質者に関する法律は、極悪な性犯罪で有罪とされたグッドリッチ被告人に名ずけて、*通*
Goodrich Act と呼ばれている。

田 Lindman と McIntyre はこれらの法律の狙いは次の二つにあるとみる。

(一) 性的変質犯罪者の不定期拘禁をやることによって社会を防衛すること。(二) 拘禁中、彼等の異常性の治癒のために医学的
処置をやること。

Lindman and McIntyre, *The Mentally Disabled and Law*(1961) P.300.

田 Lindman and McIntyre, *ibid.*, pp.314~318.

田 Swanson, *ibid.*, pp.228~235.

田 Swanson, *ibid.*, pp.228~235.

田 Lindman and McIntyre, *ibid.*, p.300.

この二類型に分けたのはこの著書であるが、分析の素材はスワンソンの著書に求めた。

Swanson, *ibid.*, pp.228~235.

田 Swanson, *ibid.*, pp.228~235.

田 Swanson, *ibid.*, pp.228~235.